

○富士見市ダイレクト入札実施要綱

平成19年10月16日

告示第220号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事等に係るダイレクト入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設工事及び設計、調査、測量、監理、補償等の工事に伴う業務委託並びに道路、河川、苑地、下水道、公園等の土木施設維持管理業務委託をいう。
- (2) 電子入札システム 入札への参加申請から落札者の決定までの手続を電子計算機及び電子通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理するシステムで、埼玉県及び埼玉県内の地方公共団体で共同運用している埼玉県電子入札共同システムをいう。
- (3) 制限付一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき、一定の資格要件を定めて行う一般競争入札をいう。
- (4) ダイレクト入札 電子入札システムを利用して行う制限付一般競争入札で、当該入札の執行後に入札参加資格の審査を行い、落札者を決定する入札方式をいう。

(対象)

第3条 ダイレクト入札の対象となる建設工事等は、制限付一般競争入札により行う建設工事等で、富士見市入札適正推進委員会の協議を経て市長が認める範囲のものとする。

(公表)

第4条 市長は、ダイレクト入札に係る入札参加資格及びその確認方法、落札の決定その他必要と認める事項について、あらかじめ、告示その他の方法により公表するものとする。

(入札参加の方法)

第5条 ダイレクト入札に参加しようとする者は、参加しようとする入札に係る競争参加資格確認申請書にダイレクト入札参加申請書を添付して、電子入札システムにより市長に提出しなければならない。

(落札候補者の決定等)

第6条 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。

この場合において、最低制限価格を設けているときは、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札した者を落札候補者とする。

2 落札候補者となるべき者が2人以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。

3 市長は、落札候補者を決定したときは、当該落札候補者に対して速やかに落札候補者の決定を通知するものとする。

4 落札の決定は、落札候補者の入札参加資格の有無を決定するまで保留する。

(書類の提出等)

第7条 落札候補者は、前条第3項の規定による通知を受けた日の翌日（富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、その翌日）の午後4時までに当該入札の告示に定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類により落札候補者の入札参加資格の有無について確認を行い、入札参加資格がないと決定したときは、ダイレクト入札参加資格確認結果通知書（別記様式）により当該落札候補者に通知するものとする。

3 市長は、落札候補者の入札参加資格がないと決定したときは、当該落札候補者の行った入札を無効とし、新たな落札候補者を決定するものとする。

4 前条並びに第1項及び第2項の規定は、前項の新たな落札候補者の決定について準用する。

(落札者)

第8条 市長は、落札候補者が入札参加資格を有すると決定した日をもって、当該落札候補者を落札者とし、速やかにダイレクト入札に参加した者（当該落札者を含む。）に落札者決定通知書を電子入札システムにより通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

ダイレクト入札参加資格確認結果通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長



下記の入札に係る落札候補者の入札参加資格の有無について確認したところ、入札参加資格がないと決定したので、富士見市ダイレクト入札実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 入札概要

- (1) 入札の公告年月日 年 月 日
- (2) 工事又は業務名
- (3) 工事又は業務場所
- (4) 開札日時 年 月 日 時 分

2 決定理由